

防災

令和元年度の実施日は9月1日(日)
牧之原市総合防災訓練を実施します

問い合わせ 防災課 今村 ☎(23) 0056

今年の総合防災訓練は、大規模地震が突然発生し、津波による浸水や土砂災害などの被害が生じたことを想定し実施します。
 市民一人一人が、訓練を通じて「自らの命は自ら守る(自助)。自らの地域は皆で守る(共助)」という防災意識を持ち、災害時の対応能力を高めるために、積極的に訓練に参加しましょう。

日ごろからの災害対策

- ・住まいの耐震化
- ・備蓄品や非常持出品の点検
- ・家具などの転倒防止の確認
- ・避難場所、避難経路の確認
- ・家族間での安否確認や連絡方法の確認

サイレン吹鳴や

緊急速報メールの送信

地震発生や津波襲来を想定した同報無線のサイレン吹鳴や、情報伝達訓練として携帯電話への緊急速報メールの一斉送信を計画しています。
 携帯電話の緊急速報メールは、端末の設定によっては「マナーモード設定中でも音が鳴りますので、注意してください。」

総合防災訓練 9月1日(日) 午前9時訓練開始

●訓練事前広報 8月31日(土)

午後7時30分 同報無線で訓練事前広報を放送します

●訓練実施日 9月1日(日)

午前6時50分	同報無線で訓練実施(中止)のお知らせ
午前9時	訓練地震発生・訓練開始「サイレン1分間吹鳴」
午前9時5分ごろ	訓練大津波警報 同報無線・緊急速報メール配信で訓練警報発表のお知らせ
正午ごろ	同報無線で訓練終了のお知らせ

広報

「まきのはらTeaメール」が新サービスへ
メール配信サービスを変更します

問い合わせ 情報交流課 大石 ☎(23) 0040

現在、市では携帯メール配信サービス「まきのはらTeaメール」により、市内のイベント情報から災害情報まで、さまざまな情報を配信しています。
 このたび、防災情報システムの導入に伴い、8月1日(日)から、新しいメール配信サービスに移行することになりました。今まで登録していなかった人も、この機会にぜひ登録をお願いします。

「まきのはらTeaメール」に登録済みの人

7月10日時点で「まきのはらTeaメール」に登録済みの人については、自動的に新システムに移行しています。
 7月17日(日)に、新システムから試験配信を行います。受信できた場合は、引き続き「まきのはらTeaメール」を利用できます。受信できなかった場合は、以下の手順で新規登録をお願いします。
 なお、新規登録および変更・削除の受け付けは、8月1日(日)から開始します。

[新規登録の流れ(8月1日(日)~)]

①右のQRコードを読み取るか、次のアドレスを直接入力し、空メールを送信してください。
bousai.makinohara-city@raid2n2.ktaiwork.jp



②次のアドレスから仮登録完了メールが配信されますので、メール本文末尾のURLから本登録をしてください。
makinohara-city@raid2n2.ktaiwork.jp

仮登録完了メールが受信できない場合は、受信設定をしてください。設定方法については、購入元の携帯電話会社、ショップなどに問い合わせてください。

③本登録完了後は、②のアドレスから随時情報が配信されます。

介護

全国のコンビニエンスストアで納付可能に
介護保険料のコンビニ収納が始まります

問い合わせ 長寿介護課 野田 ☎(23) 0076

65歳以上の人が、介護保険料を普通徴収により納付書で納める場合、8月から、全国のコンビニエンスストアで休日・夜間を問わず、手数料不要で納めることができます。

コンビニ納付に対応するため、市が発行する納付書をバーコードが印字されたものに変更します。納付書の様式は変わりますが、今まで通り、金融機関でも納めることができます。

介護保険料の納め方

納め方は特別徴収と普通徴収の2種類があります。特別徴収は年金から天引きされ、普通徴収は口座振替や納付書で個別に納めます。

特別徴収と普通徴収の対象者は介護保険法で定められており、ご自身で納付方法を選ぶことができます。

コンビニで納付できない場合

- ▼特別徴収の人、普通徴収のうち口座振替の人
- ▼令和元年8月1日より前に発行



された、バーコード印字のない納付書

- ▼コンビニ納付利用可能期限を過ぎているもの
- ▼破れたり汚れたりしてバーコードが読み取れないもの
- ▼金額を訂正したもの

注意事項

コンビニで納付した際には、領収印が押された「領収証書」と「レシート」の両方を必ず受け取り、大切に保管してください。「レシート」は、コンビニ店舗のレジを利用した証明になります。

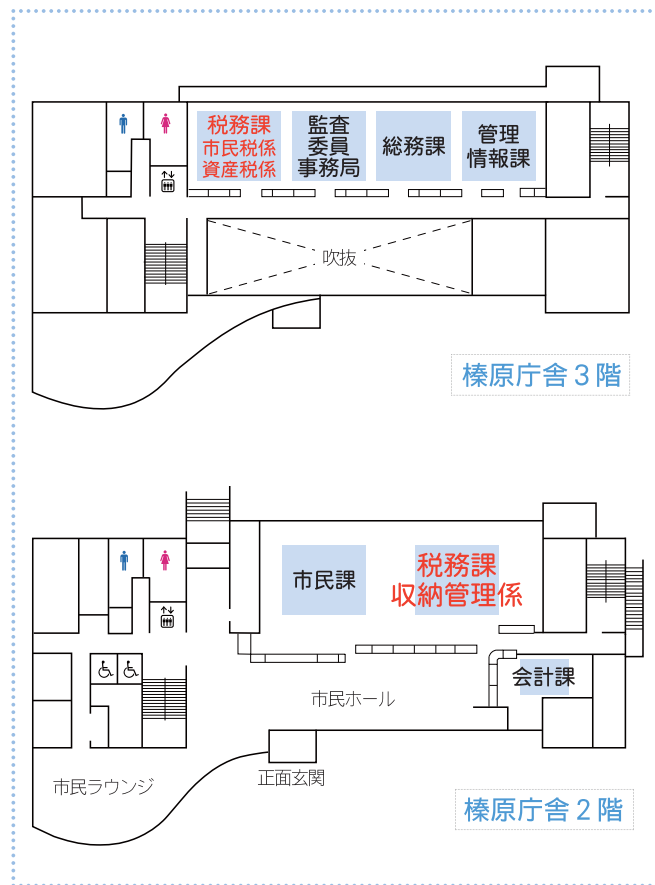
税金

「迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします」
榛原庁舎の手続き・問い合わせ窓口が一部変更

問い合わせ 税務課 大石 ☎(23) 0022

これまで通りのもの

- ▼課税に関する問い合わせ 榛原庁舎3階 税務課
- ▼税に関する各種証明書の発行 榛原庁舎2階 市民課、相良庁舎1階 相良窓口課
- ▼税務課の電話番号 課税に関する問い合わせ ☎(23) 0035
- ▼納税に関する問い合わせ ☎(23) 0022



子育て

児童扶養手当受給者の皆さまへ
 手当の支払回数が変更となります

問い合わせ 子ども子育て課 鈴木 ☎(23) 0071

児童扶養手当とは

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの子ども（18歳年度末まで）を養育するために支給される手当です。

原則的には、養育する父または母が請求者となり申請します。請求者および請求者と同居している扶養義務者（18歳以上、世帯分離も含む）の前年所得により、支給額が減額あるいは支給停止となってしまう場合もあります。

また、支給開始月から5年または手当の支給要件に該当するに至った日の属する月から7年を経過したときに、就業などをしていない場合、減額されることになっていきます。

資格がなくなる場合

下記に該当する場合は、資格がなくなりますので、必ず「資格喪失届」を提出してください。資格喪失手続きをせず、受給を続けた場合、手当を返還していただくことになります。

▼ 手当を受けている母または父が婚姻したとき（事実婚、同居なども含む）

「事実婚とは」

婚姻や住民票（同居）の届け出をしていない、また、常に同居をしていない場合でも、事実上、婚姻関係と同様の事情にあることをいいます。

▼ 対象児童を養育・監護しなくなったとき（児童の施設入所、里親委託、婚姻を含む）

▼ 子育てを放棄していた父または母が帰ってきたとき（安否を気遣う電話・手紙など連絡があった場合を含む）

▼ 児童が父または母と生計を同じくするようになったとき

▼ その他受給要件に該当しなくなったとき

子育て

子どもたちの安全を守る
 散歩コース安全点検を実施
 問い合わせ 子ども子育て課 絹村 ☎(23) 0075

滋賀県大津市で保育園児らの列に車が突っ込み、16人が死傷した事故を受け、市では、5月から7月にかけて市立保育園、幼稚園、こども園全園で散歩コースの安全点検を実施しました。

相良こども園では、県交通安全協会指導員や市建設管理課の担当者が、保育士や園児ら約30人と一緒に散歩コースを歩きました。見通しの悪い交差点や歩道が狭くなっている場所、舗装がはがれて歩きにくい箇所など危険な場所を確認し、園児にも注意を呼び掛けていました。今回見つけた危険箇所については、関係機関と連携しながら、改善を図っていきます。



県交通安全協会指導員と一緒に散歩コースを歩いて点検

支払スケジュール(平成30年4月～令和3年3月)

3回支払	平成30年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年	1月	2月	3月
	支払				支払					支払				
5回支払	平成31年(令和元年)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年	1月	2月	3月
	支払					支払			支払		支払		支払	
6回支払	令和2年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年	1月	2月	3月
			支払		支払		支払		支払		支払		支払	

物件

登録された物件情報は市ホームページなどで閲覧できます
移住定住促進「空き家・空き地バンク」
 問い合わせ 都市計画課 遠藤 ☎(53) 2633

市では、市内への移住や定住を促進するため、平成28年1月から「空き家・空き地バンク」を開設しています。

移住定住促進「空き家・空き地バンク」は、適切に管理された空き家・空き地の物件情報を市が提供する仕組みです。

物件登録は都市計画課で

物件登録は、随時行っています。市内に一戸建ての住宅や宅地として利用できる土地を所有している、賃貸または売却を希望する人は「空き家・空き地バンク」への登録をお願いします。

物件情報を閲覧できます

物件情報は、情報交流課（榛原庁舎5階）や都市計画課（相良庁舎2階）のほか、市ホームページでも閲覧できます。「牧之原市空き家・空き地バンク」で検索してください。

登録・利用状況
 (平成28年1月～令和元年5月17日時点)

内容	空き家	空き地
①延べ登録件数	35件	18件
②契約件数(①の内)	14件	1件

【注意事項】

- ▼市は情報提供のみを行います。物件の売買・賃貸借の仲介、交渉、契約などには関与しません。また、物件の管理も行いません。
- ▼物件の仲介は、市と協定を締結した協会（★）の会員である宅建業者に依頼します。
- ▼公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会、公益社団法人日本不動産協会静岡県本部
- ▼登録の対象となる空き家は、良好な管理状態で、現状で居住可能な物件に限ります。
- ▼登録の対象となる空き地は、宅地または雑種地に限ります。農地や山林などは対象外です。
- ▼事業用物件（店舗や工場、倉庫、用地など）は対象外です。
- ▼空き家・空き地バンクへの登録は無料ですが、契約が成立した場合、仲介業者に対し法律で定められた仲介手数料の支払いが必要となります。
- *詳細は、市ホームページに掲載しています。

住宅

市営住宅に空き部屋があります
入居希望者を随時募集しています
 問い合わせ 建設管理課 八木 ☎(53) 2627

現在、市営住宅に空き部屋があるため、入居者を随時募集しています。

所得要件などがありますので、入居を希望する人は建設管理課まで問い合わせてください。

期間限定の入居要件

ハイツ地頭方団地・牧之原団地のみ、単身者や市外在住者も入居可能。*試行期間1年。平成30年10月2日～令和元年9月30日までに入居申し込みをした人が対象。

全ての団地共通の入居要件

- ①住宅に困っている
- ②入居を希望する世帯員全員の収入合計が基準以内である
- ③市税に滞納がない
- ④連帯保証人がいる
- ⑤健康保険に加入している
- ⑥団地・自治会の行事に参加可能
- ⑦暴力団員でない
- ⑧日本語が分かる（外国籍の人）
- ⑨市内に在住または在勤である
- ⑩同居する親族がいる

市営住宅一覧

(令和元年7月1日時点)

団地名	所在地	建築年	間取り	家賃(世帯収入により決定)	空き戸数
黒子団地	黒子62番地	昭和47年	2DK(3畳和・6畳和)	8,100円～1万3,800円	1戸(全10戸)
菅ヶ谷団地	菅ヶ谷218番地1	昭和63年～平成元年	3DK(6畳和・6畳和・6畳洋)	2万円～3万9,900円	13戸(全52戸)
ハイツ地頭方団地	地頭方473番地	平成7年～平成9年	3LDK(6畳和・6畳洋・6畳洋)	2万2,200円～4万4,500円	27戸(全54戸)
静波団地	静波75番地1	昭和53年	3DK(6畳和・6畳和・4.5畳和)	1万3,900円～2万7,300円	6戸(全24戸)
三栗団地	静谷762番地1	昭和61年	3DK(6畳和・6畳和・6畳和)	1万5,400円～3万3,000円	3戸(全12戸)
湊団地	勝俣2061番地1	平成2年	3DK(6畳和・6畳和・6畳洋)	1万8,000円～3万6,500円	5戸(全24戸)
牧之原団地	布引原270番地	平成8年	2LDK(6畳和・6畳和)	2万3,600円～4万8,200円	10戸(全28戸)